



福岡県

令和7年10月1日時点で工事中の盛土等は届出が必要です！

福岡県では、令和7年10月1日から盛土規制法の対象となる区域を指定し、運用を開始します。（北九州市・福岡市・久留米市は除く。）

運用開始日より前に工事着手し、運用開始日以降も盛土の工事を行う場合、**運用開始日から21日以内に**届出を行う必要があります。

届出提出期間：令和7年10月1日（水）～10月22日（水）

届出が必要な工事の規模

行為	規模 A	規模 B
土地の形質の変更 （盛土・切土）	① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの ② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの（①～④を除く）切土 ※30cm以下は対象外
土一時的な堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1500㎡超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの ※30cm以下は対象外

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

規模 A：届出書のみ提出

規模 B：届出書＋添付図面等を提出

届出書類

提出書類	明示すべき事項	規模 A	規模 B	電子申請（ホームページ）
届出書	届出書に必要事項を記入	○	○	HPより電子申請できます ↓ ↓ ↓
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	—	○	(盛土・切土) (土石の堆積)
地形図	縮尺、方位、土地境界線（赤囲み）	—	○	 
土地の平面図	縮尺、方位、土地境界線、盛土切土部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、土留位置	—	○	
現場写真	造成現場やその付近の状況	—	○	(令和7年10月1日より)

その他

・福岡県の盛土規制法に関する情報は、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-unyou.html>

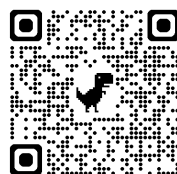
・北九州市、福岡市、久留米市については、各市が許可・届出先になります。

【お問い合わせ先】

福岡県建築都市部開発・盛土指導課

盛土規制係 TEL: 092-643-3762

Mail: moridokisei@pref.fukuoka.lg.jp



県ホームページ
盛土規制法

○ 盛土規制法の運用開始日(R7. 10. 1)前後の取扱い

運用開始日(令和7年10月1日)

凡例

□ : 都市計画法に基づく手続き

□ : 盛土規制法に基づく手続き

